平成23年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 2	2 3							<u>府</u> 省	省	庁	名		国土	<u>交 通</u>
対象税	目 個	人住民税	法人住民税	事業税	事業税 (外形)	不動產	取得税	固定資	産税	事業所	沂税	その他()
要望 項目名	10	5災街区整	備事業により	従前の権	利者に与えら	れる一	定の規模	の防災が	 色設建	築物に	こ対す	⁻ る特例指	昔置の延	長
要望内		特例措置	の対象(支援	措置を必	とする制度	の概要)								
(概要)				-	整備の促進に関 三対して従前資									と備事
	.	特例措置	の内容											
	権利床に該当する家屋について、従前権利者居住用については 2/3、従前権利者非居住用 屋については 1/3 を、新築後 5 年間減額する。					号住用及び	샤居信	注用家						
	-	要望の内 上記措置	_	₹屋取得 <i>0</i>)期限(平成 23	3年3月	31 日)	を2年間	間延長	きする。				
関係条法	χ				項及び第5項 16項から第20) 項及(第 22 項							
減収 見込額		(初年度)	— (▲ 17	7)	(平年度)	_	(•	78)	(単	i位 : 译	万円	1)		
要望理	由	(1)政策	目的											
			該密集市街地	1	₹上危険な密集 □関する機能の		•		-	_ 101.05 .5 .				
		(2)施策	の必要性											
密集市街地は、狭小な敷地に老朽木造建築物が密集し、細街路、行き止まり路が多い等公式が不十分であること等により地震等によりいったん火災が発生した場合には、広範かつ甚大なされる市街地であり、その整備改善は喫緊の課題となっている。このような密集市街地について、社会資本整備重点計画(平成 21 年閣議決定)、住生活基本に存閣議決定、平成 21 年変更)、都市再生プロジェクト(第12次決定。平成 19 年都市再生本部決定緊急整備の必要性が位置付けられ、特に大火の可能性が高い危険な密集市街地については、平成 25 市街地の大規模な延焼を防止し、最低限の安全性を確保することとされているところである。そこで、防災上危険な密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図市の再生を強力に促進するため、税制上の特例措置を講じることにより、防災街区整備事業である。						がまか 計画 (平) 等には 3 年度を り、もっ	が想定 成 18 おいて までに って都							
本要望は対応する	る	_												
縮減案	Ř						ページ				2 3	 1		

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	○ 国土交通省成長戦略(平成22年5月17日公表)において、「市街地環境の改善に資する住宅・オフィスビルの建替えを促進するため、木造密集市街地における住宅等の建替え促進に関し、地域の特性に応じ、全面道路幅員に係る緩和制度等の積極的活用について国から地方公共団体宛に明示するとともに、街区の大型化による建替え促進のための総合設計制度の運用改善を行う」こととされている。 ○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づく法定事業についての特例である。また、社会資本整備重点計画(平成21年閣議決定)、住生活基本計画(平成18年閣議決定)、都市再生プロジェクト(第12次決定。平成19年都市再生本部決定)等においても密集市街地の整備は重要な政策課題とされている。 政策目標 「4 水害等災害による被害の軽減」 施策目標 「11住宅・市街地の防災性を向上する」 業績指標 「67地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地(約8,000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合」						
	政策の 達成目標	延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市 街地8,000 ヘクタールについて、平成23 年度までに最低限の安全性※が確保されることを目指す。 ※ 最低限の安全性:市街地火災の際、避難困難者が生じず人的被害がほとんど生じない水準(不 燃領域率※※が40%以上であること。)						
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	※※ 不燃領域率:幅6メートル以上の道路、短辺40メートル以上かつ面積1,500平方メートル以上の公園等、耐火建築物の敷地の合計面積が地区全体面積に占める割合2年間						
	同上の期間中の達成目標	延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市 街地8,000 ヘクタールについて、平成23 年度までに最低限の安全性が確保されることを目指す。						
	政策目標の 達成状況	重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールにおける最低限の安全性確保の取組みについては、任意の建替え等が容易な地区を中心に約 35%(H19 年度実績値)の進捗が見られるところである。しかし、残された約 65%については、公共施設の整備の遅れ、権利関係が著しく輻輳している等の隘路を抱えていることから、防災街区整備事業の活用等、より一層の取組みの加速が求められている。						
有効性	要望の措置の 適用見込み	100名/年						
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	事業の主な阻害要因として、建替後の固定資産税の増額に対する負担感があり、本特例措置により当該負担感の緩和を図り、従前権利者の事業実施についての合意形成や事業後における生活再建が円滑となる。						
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置							
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額							

	<u> </u>	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	従前権利者の権利床に係る事業後に生じる負担について激変を緩和する支援措置は本特例のみである。
要望(望の措置の 当性	事業の主な阻害要因として、建替後の固定資産税の増額に対する負担感があり、その緩和措置 としては税制の減額が効率的である。
<u> </u>		ページ	23—2

税負担軽減措置等の 適用実績	平成 20 年度 2 件 平成 21 年度 O 件			
税負担軽減措置等の 適用による効果 (手段 としての有効性)	直近の評価である平成 21 年度の政策チェックアップ評価書において、「住宅・市街地の防災性」 についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献 していることを確認している。			
前回要望時の 達成目標	延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地8,000 ヘクタールについて、今後10年以内に最低限の安全性が確保されることを目指す。			
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	重点的に改善すべき密集市街地 8,000 ヘクタールにおける最低限の安全性確保の取組みについては、任意の建替え等が容易な地区を中心に約 35% (H19 年度実績値) の進捗が見られるところである。しかし、残された約 65%については、公共施設の整備の遅れ、権利関係が著しく輻輳している等の隘路を抱えていることから、防災街区整備事業の活用等、より一層の取組の加速が求められている。			
これまでの要望経緯	平成 16 年度創設、平成 18 年度延長、平成 20 年度延長、平成 22 年度延長			
ページ	23—3			